

(案)

熊本県過疎地域持続的発展方針

令和8年度～令和12年度

令和7年（2025年） 月

熊 本 県

目 次

第 1	基本的な事項	1
第 2	過疎地域の現状と課題	2
1	現状	2
2	課題	8
第 3	過疎地域の持続的発展の基本的な方向	9
1	持続的発展のための基本方針	9
2	持続的発展のための視点及び具体的な施策の展開	10
第 4	具体的な施策	11
1	移住定住、地域間交流の促進、人材育成	
	移住定住、地域間交流の促進、人材育成の方針	
(1)	移住定住の促進	11
(2)	地域間交流の促進	12
(3)	人材の確保及び育成	12
2	産業の振興	
	産業の振興の方針	
(1)	農林畜水産業の振興	13
①	農畜産業の振興	13
②	林業の振興	14
③	水産業の振興	15
(2)	商工業の振興	15
①	商業の振興	15
②	地場産業の振興	16
③	企業の誘致対策	16
④	起業の促進	17
(3)	情報通信産業	17
(4)	観光産業の振興	18
(5)	港湾の整備	18
3	情報化の推進	
	情報化の推進の方針	
(1)	D X の推進	19
(2)	I C T を利活用するための環境整備	19
(3)	I C T を活用した課題解決と地域活性化	20
(4)	デジタル行政の実現	20

4 交通施設の整備及び交通手段の確保等	
交通施設の整備及び交通手段の確保等の方針	
(1) 道路の整備	21
① 国道、県道及び市町村道	21
② 農道、林道及び漁港関連道	21
(2) 交通確保対策	22
5 生活環境の整備	
生活環境の整備の方針	
(1) 水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備	23
① 水道	23
② 生活排水処理施設	24
③ 廃棄物処理施設	24
(2) 消防・防災施設等の整備	24
(3) 災害に強いまちづくり	25
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	
子育て環境の確保、高齢者、障がい者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	
(1) 児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	26
(2) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	27
7 医療の確保	
医療の確保の方針	
(1) 過疎地域を支える医師の確保	29
(2) へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充	29
8 教育の振興	
教育の振興の方針	
(1) 公立小中学校等の教育施設の整備	30
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備	31
① 図書館の整備	31
② その他の社会教育施設等の整備	31
9 集落の整備等	
集落の整備等の方針	
(1) 集落の維持・活性化	32
10 地域文化の振興等	
地域文化の振興等の方針	
(1) 地域文化の振興等	33
11 再生可能エネルギーの利用の推進	
再生可能エネルギーの利用の推進に関する方針	
(1) 再生可能エネルギーの導入推進	34
(2) 県民、事業者等における再生可能エネルギーの利用促進等	34

第1 基本的な事項

過疎対策については、昭和45年（1970年）の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、過疎地域における産業の振興や生活環境の整備など、総合的な過疎対策事業に取り組み、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、過疎地域においては、全国的に、人口の減少、少子高齢化が依然として進展している。

特に、過疎地域の人口は、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）の10年間で約8万人減少し、高齢者比率も県全体の31.1%を大きく上回り、41.1%に達するなど、人口減少・高齢化の進展により、集落機能は低下し、生活の維持が困難な過疎集落が多くなっている。

具体的には、住民生活における問題として、商店・スーパー等の閉鎖による生活必需品の買物困難者の発生、路線バスの廃止等による公共交通の利便性低下、医療提供体制の弱体化などが挙げられる。また、産業基盤における問題として、若年者の流出による人手不足等や後継者不足による耕作放棄地の増大などが挙げられる。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県土保全や食料供給、水資源涵養など、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有している。

さらに、東京圏への人口の過度の集中により、大規模な災害や感染症被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

こうしたことを踏まえ、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年（2021年）4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」が施行された。

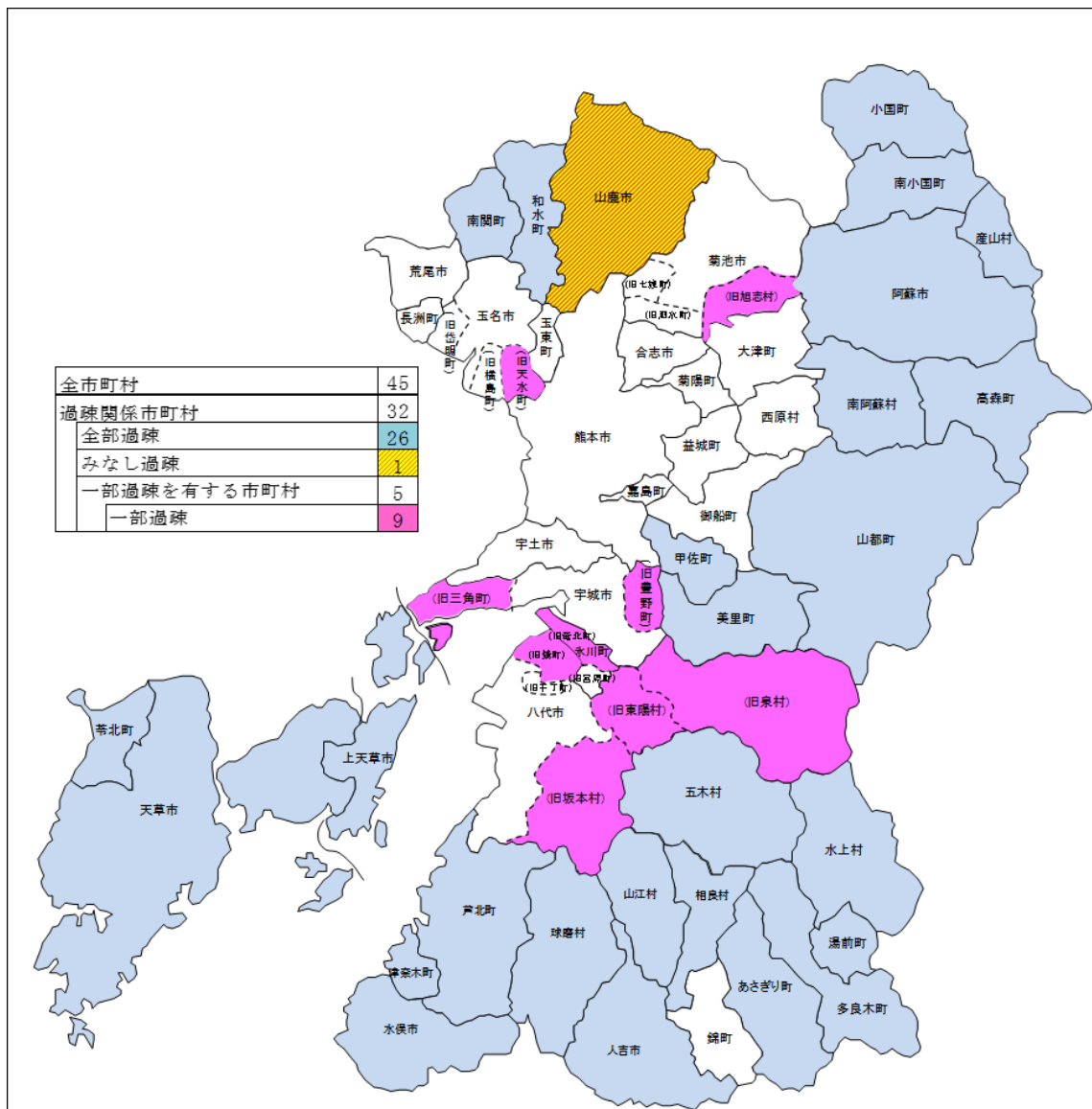
過疎地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現させるためには、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な施策を推進することが必要である。

本方針は、過疎法第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5箇年間とする。

第2 過疎地域の現状と課題

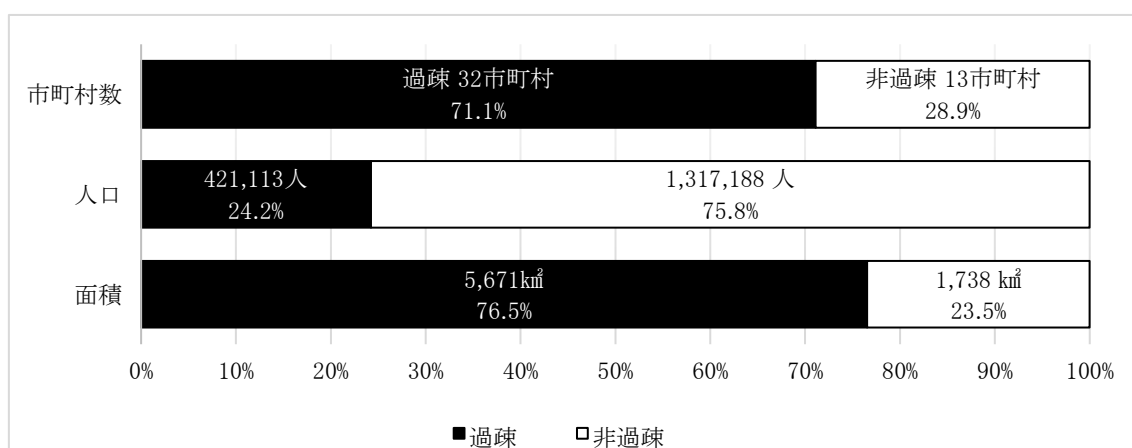
1 現状

全部過疎 (過疎法第2条)	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎 (過疎法第42条)	山鹿市
一部過疎 (過疎法第3条)	八代市 (旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域) 玉名市 (旧天水町) 菊池市 (旧旭志村) 宇城市 (旧三角町、旧豊野町の区域) 氷川町 (旧竜北町)



本県における過疎関係市町村は、過疎法第2条に規定する市町村（以下「全部過疎」という。）が26市町村、過疎法第42条の規定により過疎地域と見なされる市町村（以下「みなし過疎」という。）が1市、過疎法第3条の規定により過疎地域と見なされる区域（以下「一部過疎」という。）が5市町9地域である。このため、過疎法の適用を受ける市町村は、県全体の71.1%（32市町村/45市町村）となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

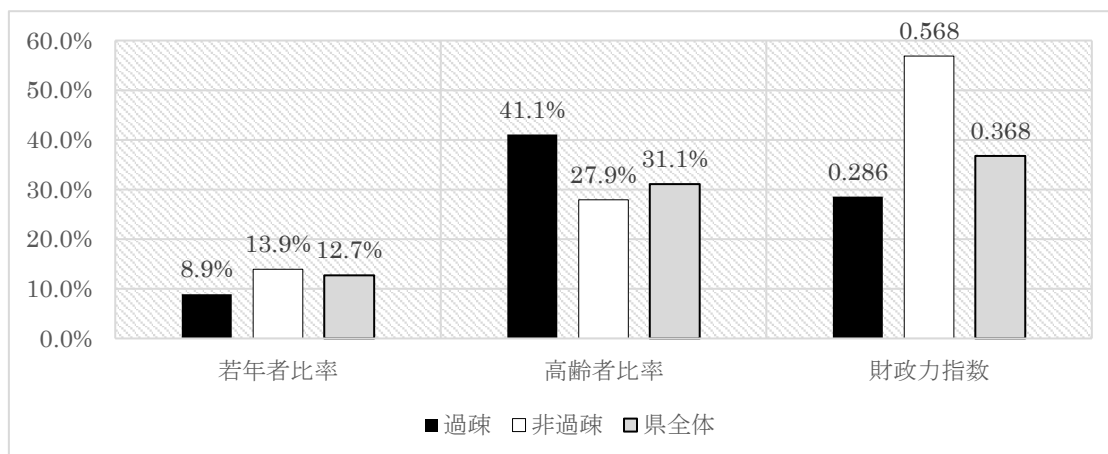
■ 過疎地域が全県に占める割合



※過疎市町村数は、令和4年（2022年）4月1日現在。

※人口及び面積のデータは、令和2年（2020年）国勢調査のデータにより作成。

■ 高齢者比率・若年者比率・財政力指数の比較



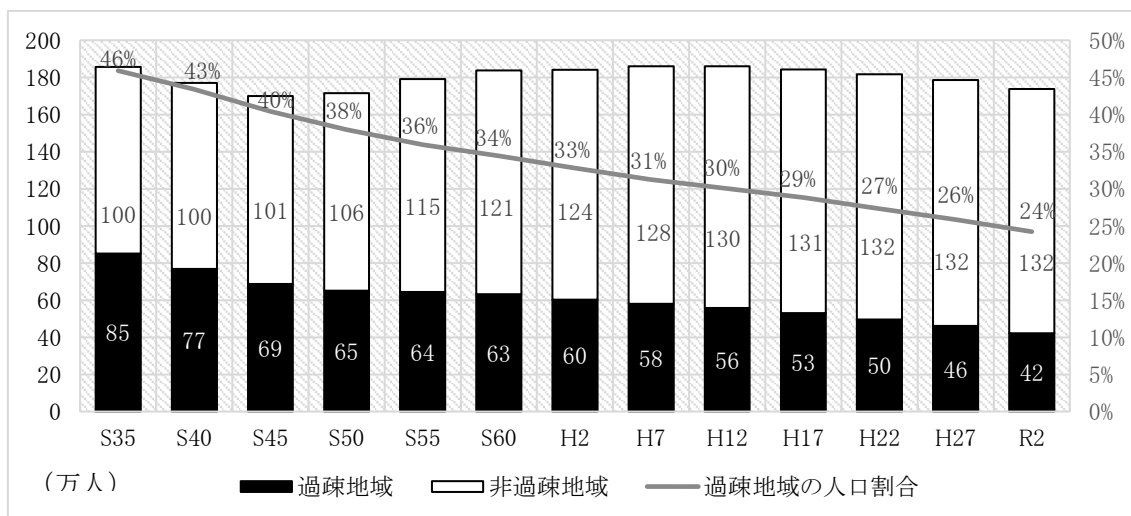
※若年者比率（総人口に占める15～29歳の人口の比率）及び高齢者比率（総人口に占める65歳以上の比率）は、令和2年（2020年）国勢調査のデータにより作成。

※財政力指数は、一部過疎地域（八代市、玉名市、菊池市、宇城市、氷川町）については、市全体の数値に基づく。

(1) 人口

本県の人口は、昭和45年（1970年）以降増加を続けていたが、平成7年（1995年）をピークに僅かながら減少している。一方、過疎地域の人口は、県人口が増加に転じた以降も減少が続き、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）の10年間では約8万人減少しており、減少傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

■ 熊本県の過疎・非過疎地域の人口の推移



■ 人口の推移（国勢調査）

単位：人、%

区分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
県全体	1,856,192	1,770,736	1,700,229	1,715,273	1,790,327	1,837,747
(対前回比)	-	-4.6%	-4.0%	0.9%	4.4%	2.6%
過疎地域	851,925	768,058	686,982	650,973	643,514	632,499
(対前回比)	-	-9.8%	-10.6%	-5.2%	-1.1%	-1.7%
非過疎地域	1,004,267	1,002,678	1,013,247	1,064,300	1,146,813	1,205,248
(対前回比)	-	-0.2%	1.1%	5.0%	7.8%	5.1%

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
県全体	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170	1,738,301
(対前回比)	0.1%	1.1%	0.0%	-0.9%	-1.3%	-1.7%	-2.7%
過疎地域	603,694	581,264	558,303	530,648	496,724	461,541	421,113
(対前回比)	-4.6%	-3.7%	-4.0%	-5.0%	-6.4%	-7.1%	-8.8%
非過疎地域	1,236,632	1,278,529	1,301,041	1,311,585	1,320,702	1,324,629	1,317,188
(対前回比)	2.6%	3.4%	1.8%	0.8%	0.7%	0.3%	-0.6%

- 注) 1 過疎地域の人口は、令和4年（2022年）4月1日現在の過疎地域の公示状況による。
 2 過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの人口を含め、非過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域以外の人口を含め、計算している。
 3 対前回比は、前回調査時の人口と比較して、計算している。

(2) 若年者人口

本県の過疎地域において、15歳以上30歳未満の人口が占める割合（以下「若年者比率」という。）は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、8.9%であり、県平均の12.7%を下回っている。

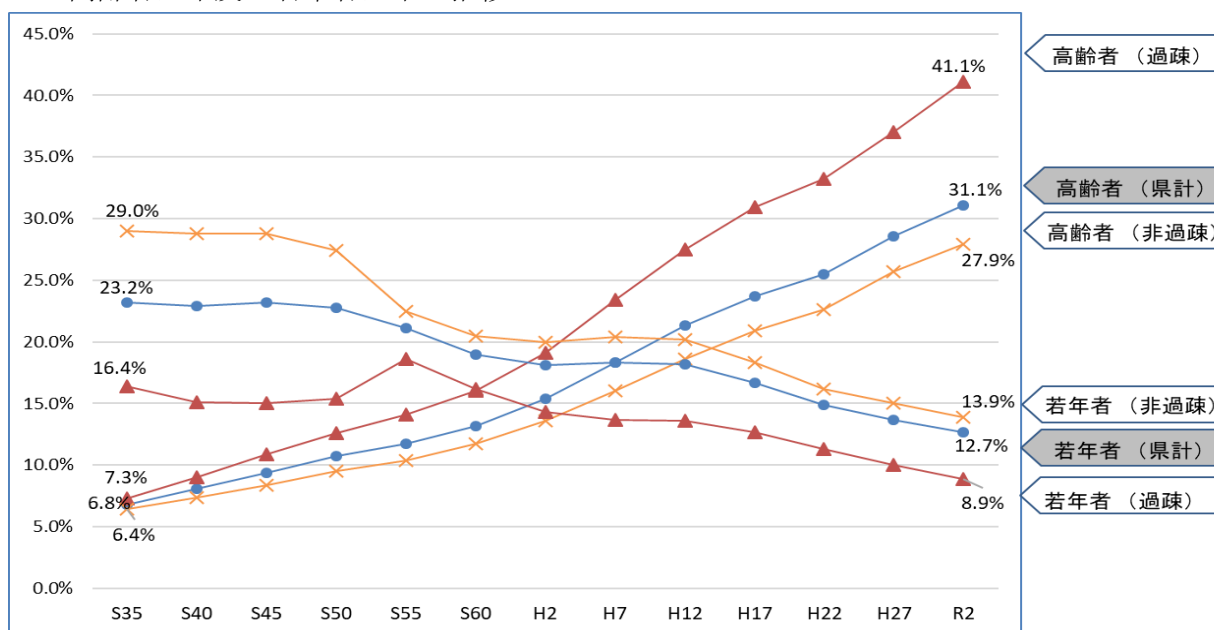
(3) 高齢者人口

本県の過疎地域において、65歳以上の人口が占める割合（以下「高齢者比率」という。）は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、41.1%であり、県平均の31.1%を大きく上回っている。

また、高齢者比率は、全ての過疎地域市町村で30%を上回り、同35%以上の過疎地域市町村は28市町村、同40%以上の過疎地域市町村は21市町村であり、地域の高齢化が一段と進んでいる。

（※一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの高齢者比率である。）

■ 高齢者比率及び若年者比率の推移



※過疎市町村数は、令和4年（2022年）4月1日現在。

※昭和35年（1960年）～令和2年（2020年）国勢調査のデータにより作成。

なお、高齢者比率が若年者比率を上回るのは、県全体では平成7年（1995年）であるのに対し、過疎地域では昭和60年（1985年）の時点で高齢者比率が若年者比率を上回っており、少子高齢化の進展が過疎地域で早いことが分かる。

(4) 産業別就業者数

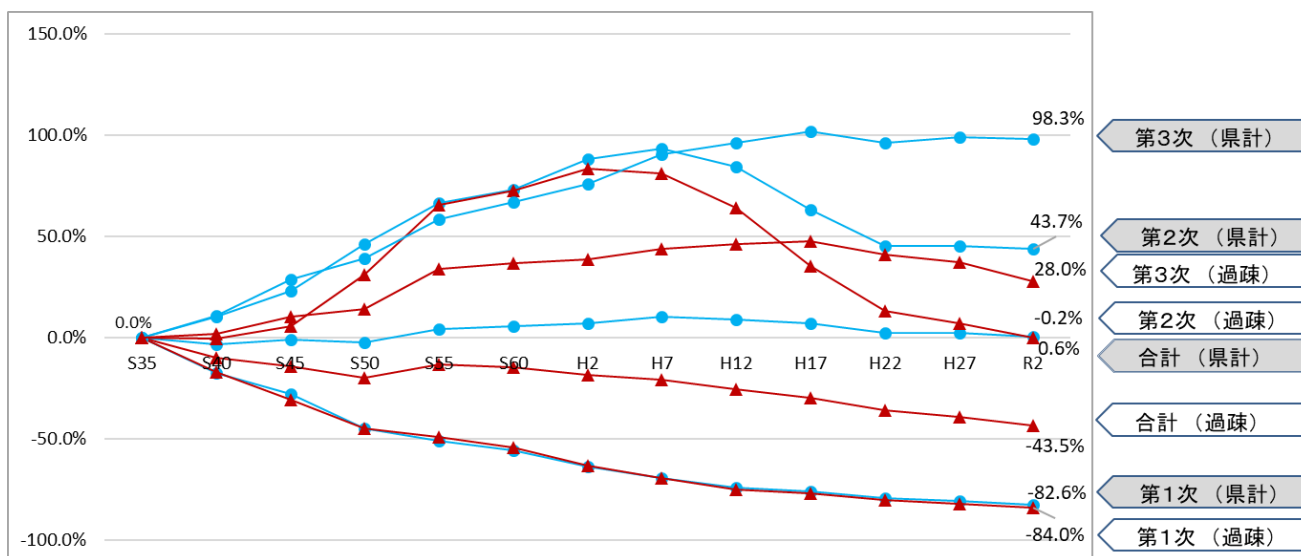
昭和35年（1960年）に比べて令和2年（2020年）の本県の就業者数は0.6%増加しているが、過疎地域では43.5%減少している。産業別でみると、令和2年（2020年）の第一次産業の就業者数は、昭和35年（1960年）に比べて、県全体（△82.6%）、過疎地域（△84.0%）ともに著しく減少している。

しかし、令和2年（2020年）の第一次産業就業者数の県全体の構成比が8.8%に対して、過疎地域の構成比は17.3%と約2倍であり、過疎地域においては依然として第一次産業が大きな位置を占めている。

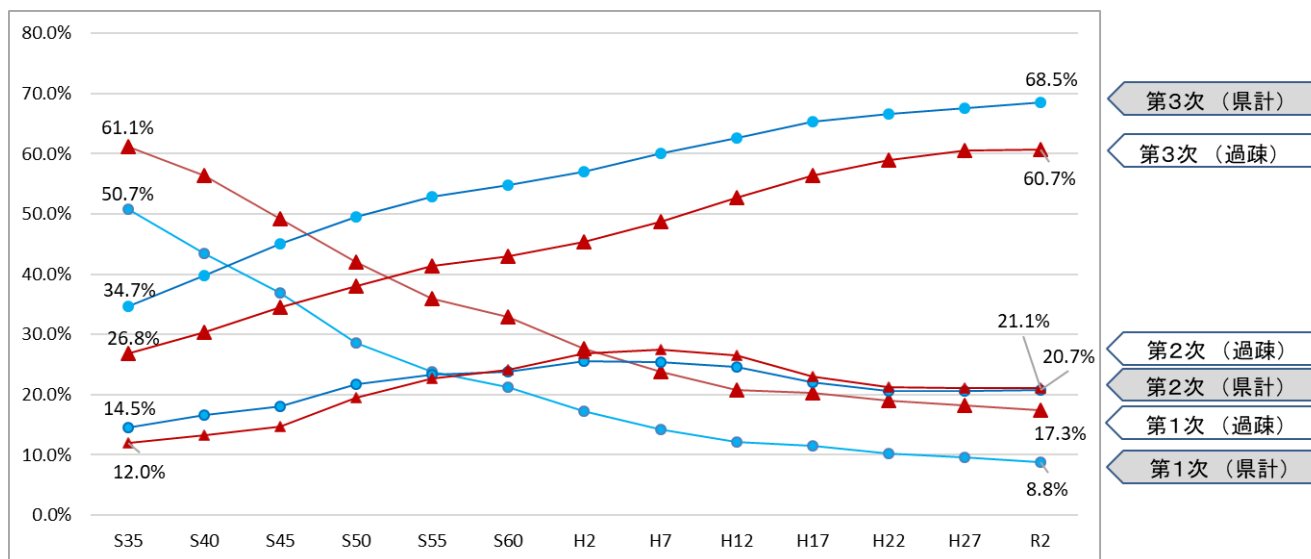
■ 産業分類の区分は次による。

第一次産業	A 農業，林業 B 漁業
第二次産業	C 鉱業，採石業，砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業，郵便業 I 卸売業，小売業 J 金融業，保険業 K 不動産業，物品賃貸業 L 学術研究，専門・技術サービス業 M 宿泊業，飲食サービス業 N 生活関連サービス業，娯楽業 O 教育，学習支援業 P 医療，福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

■ 産業別就業者数の増加率の推移（昭和35年（1960年）～令和2年（2020年）国勢調査による）



■ 産業別就業人口比率の推移（昭和 35 年（1960 年）～令和 2 年（2020 年）国勢調査による）



- 注) 1 分類不能なものがあるため、各項目の合計数が100%とはならない。
 2 構成比については、小数第二位を四捨五入した数値を記載している。

2 課題

過疎地域においては、人口減少による集落の小規模化や地域住民の高齢化により集落機能の維持が困難となっている。過疎地域の人口減少の一因は、若年者の都市部等への人口流出である。

また、少子高齢化や若年者の人口流出等により生産年齢人口が減少する中、多くの産業で担い手不足や後継者不足が深刻化しており、地場産業や地域文化・地域コミュニティの停滞など、地域活力の低下が懸念される。

(1) 産業

地元で若年者が希望する就業の場が少なく、仕事を求めて都市部に転出する傾向にあるため、産業振興とそれによる雇用の確保は重要な課題である。

また、高齢化の進行等から、あらゆる産業の担い手の減少や耕作放棄地の増加が大きな課題となっている。

(2) 社会基盤整備

これまでの過疎地域の振興対策により、道路整備や生活環境等の社会基盤整備はある程度の進捗を見せているところであるが、非過疎地域と比べると依然として遅れている状況にある。

社会基盤整備は、産業振興や定住促進、地域間交流促進等、様々な分野の基盤となるものであり、その充実を図ることが必要である。

また、公共施設においても、老朽化や人口減少等による利用需要の変化が想定されるため、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていく必要がある。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

過疎地域は、地域的偏在により医療従事者や医療施設等が非過疎地域に比べて少なく、大きな地域格差がみられる。

そのような中、過疎地域の住民一人ひとりが安全・安心な生活を継続できる生活環境を維持・整備することが必要である。

特に、今後、過疎地域の高齢化がさらに進行することにより、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者等の増加も予想され、高齢者の医療・福祉サービス等を充実させることも必要である。

第3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

1 持続的発展のための基本方針

過疎地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域を目指す。

本県では、令和6年（2024年）12月に、県政の最上位計画として「くまもと新時代共創基本方針」を策定し、その実現に向けた具体的施策をまとめた「くまもと新時代共創総合戦略」とともに、地方創生の取組みを推進することとした。

本県の持続的発展のためには、世界的半導体企業による本県への進出を契機とした「よき流れ」をしっかりと捉え、その効果を過疎地域を含む全県に波及させ最大化を図る取組みを推進する必要がある。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有しており、近年においては、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった、過疎地域の課題解決に資する新たな動きがある。

そのような社会の変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、持続可能な地域づくりに取り組み、過疎地域がくらしの場として選ばれるような対策を講じていく必要がある。

そのため、過疎地域のこどもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う熊本の実現を目指し、出会いから結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや、人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、引き続き、道路整備や生活環境の整備、医療・福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に取り組む。

また、人口減少、少子高齢化が進行している過疎地域においては、地域活動を担う人材の確保が必要であるため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上に取り組む。

さらに本県においては、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨そして令和7年8月10日からの大雨被害など甚大な被害が頻発している。特に過疎地域においては、災害を契機とした人口流出が顕著であることから、インフラ復旧はもとより、地域に住み続けてもらうため、住まい・なりわいの再建など被災者への支援に取り組むとともに、復興まちづくりや集落再生など地域の再生・発展を早急に進める。

※ 法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本方針では、「こども」と表記しています。

2 持続的発展のための視点及び具体的な施策の展開

上記基本方針を踏まえ、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

● 人材の確保、育成

地域の人材が地域内で暮らし続けられる環境を整え、出身者のUターンを含め、地域外からも人材を呼び込める魅力的な地域づくりを推進する。また、交流人口や関係人口の創出・拡大、二地域居住等に取り組むとともに、持続可能な地域づくりに資する人材育成等を推進する。

● 持続可能な地域経済活動の実現

地方への関心という世の中の流れを捉え、地域資源を活かし、持続可能な地域社会の形成及び地域力の更なる向上を図る。

● 安全・安心な暮らしの確保

誰もが安心して住み続けたいと思う生活環境を確保するため、社会基盤等の整備を図る。

具体的な施策の展開

・ 移住定住、地域間交流の促進、人材育成
・ 産業の振興
・ 情報化の推進
・ 交通施設の整備及び交通手段の確保等
・ 生活環境の整備
・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
・ 医療の確保
・ 教育の振興
・ 集落の整備等
・ 地域文化の振興等
・ 再生可能エネルギーの利用の推進

第4 具体的な施策

1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

移住定住、地域間交流の促進、人材育成の方針

少子高齢化と人口流出が進む過疎地域においては、農林畜水産業や商工業等の産業活動、地域活動を担う人材不足が深刻化しており、地域の活力が減少し魅力が低下することで、更に人口が流出する負のスパイラルが見られる。

一方、人々の働き方や価値観、生活様式は大きく変化し、それに伴い地方移住への関心が高まっている。

このため、過疎地域においては、地域で不足する人材を外から呼び込み、協働して地域づくりを行っていくことが必要であるため、積極的に移住定住施策を展開し、この悪循環を断ち切ることが重要である。

移住者数増加へ向けては、雇用、教育、医療、福祉、社会インフラ等、地域の総合力の向上と併せ、地域の魅力を最大限情報発信していく必要がある。

地域間交流により、都市部と過疎地域との交流を促進するため、多様なニーズに応える情報提供や受入体制の整備が必要であることから、グリーン・ツーリズム等に関する情報を積極的に発信するとともに、交流を牽引する人材の育成、推進団体等の協力体制の整備を図る。

また、近年のライフスタイルの多様化にあわせ、二地域居住のための環境を整備し、過疎地域への人の流れの創出・拡大を図る。

地域づくりに主体的に取り組む団体への支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成に取り組んでいく。

(1) 移住定住の促進

テレワーク等新たな働き方が普及し、これまでにない地方移住への関心が高まっているものの、過疎地域においては、人口流出に歯止めがかからず、多くの産業で人材不足が深刻化している状況が見られることから、人材の確保が急務となっている。

このような状況に対応し、地域課題の解決と地域活性化を図るため、移住相談窓口の設置やオンライン移住相談等のきめ細かな対応と併せ、デジタル技術を活用した効果的な情報発信、働く場の確保や空き家の活用等地域の実情に応じた市町村の取組みへの支援など、総合的な移住定住施策を実施し、過疎地域への移住定住を促進する。

（２）地域間交流の促進

近年、国民の価値観や生活様式の多様化により、生活空間としての「田園や農山漁村」の再評価や余暇活動の要求が高まっている。

このような状況を踏まえ、人口の減少と高齢化が進む過疎地域が活力を取り戻し、都市部と過疎地域の交流促進を進めるためには、多様なニーズに応える情報提供や受入体制の整備が必要である。

都市住民の多様なニーズに対応できるよう、交流の牽引役となるむらづくり人材等の育成に努めるとともに、地域ぐるみの農泊等の推進や農業者と都市住民等のニーズに沿ったツアー開発、農泊事業者間の連携による都市住民等の受け入れ体制の強化や情報発信を推進する。併せて、遊休施設を活用した交流の拠点となる施設の整備を推進する。

さらに、非過疎地域、特に都市部住民との交流を進める中で、農業・農村が有する多面的機能を活かし、国土保全や災害防止、都市住民へのやすらぎや自然体験の提供の場など、多様な公益的機能についての啓発を行う。

また、リモートワークの普及などライフスタイルの多様化にあわせて、複数の拠点で生活するための環境を整備することで、過疎地域への新たな人の流れの創出・拡大を図る。

加えて、交流や滞在だけでなく、ふるさと納税など様々な形で地方との関わりを増やすことで、地域の課題解決や活性化につなげるため、市町村や関係機関等と連携して関係人口を増やす取組みを行う。

（３）人材の確保及び育成

人口減少や少子高齢化が急速に進展する過疎地域においては、地域課題解決に取り組む担い手の確保と人材育成が重要である。

そこで、集落支援員、地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合、地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人等の制度を活用し、外部人材を確保するとともに、地域づくりに主体的に取り組む団体に対する支援や、過疎地域のニーズに応じた専門人材の派遣等により、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成に取り組んでいく。

また、人口減少が進み、各地域の様相が多様化する中、過疎地域市町村では、フルセット型の行政サービスを提供することに限界が出てきている。土木技術職や保健師などの専門職について、単独市町村で確保することが困難な場合は、周辺市町村間の広域連携や民間活力の活用、県による補完など多様な選択肢の中から、過疎地域の実情に応じた持続可能な行政システムの構築に取り組む。

2 産業の振興

産業の振興の方針

産業振興のための諸計画と整合を取りつつ、交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築や、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等に取り組む。

基幹産業である農林水産業の振興については、「食のみやこ熊本県」の創造に向けて、豊かな食文化を活かし、担い手の確保・育成、高付加価値化をはじめとする「稼げる農林畜水産業」の実現に取り組む。

商工業の振興については、市町村や商工団体、金融機関等の支援機関と連携し、豊富な地域資源を積極的に活用しながら、商工業者への支援や起業促進を図るとともに、地域の特性を活かした企業誘致を促進する。

このほか、観光産業等の振興により交流人口・関係人口の拡大を目指すとともに、港湾については、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など港湾機能の充実を図る。

(1) 農林畜水産業の振興

① 農畜産業の振興

過疎地域の農業・農村は、勾配が急で狭小な農地が多く、農業生産や流通の条件が不利である。特に、過疎地域が多い中山間地域では、平坦地域以上に担い手の減少や、高齢化が深刻化しており、耕作放棄地や鳥獣被害の増加、条件不利地での営農継続など多くの課題を抱え、多面的機能を支えてきた集落活動の停滞・衰退が危惧されている。

このため、生産の効率化と農業所得の向上にむけ、ニーズに応じた農地の基盤整備を進め、担い手への農地集積・集約化を促進する。加えて、共同利用施設の再編等の推進、ICT・AI、ロボット技術等を活用したスマート農業の現地実装や環境負荷低減に取り組む。

また、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に継承するとともに、多様な人材が活躍する環境を整える。

さらに、地域営農組織の設立・法人化・多角化や人材育成に加え、水路の草刈等の共同活動を行う組織の広域化や非農家の参加促進等を進めることで、農業生産活動等の継続に向けた体制を構築し、農業・農村における多面的機能の維持・発揮を図る。

加えて、複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援に資する取組みを通じ、元気で豊かな農村地域社会を次世代に継承する。

なお、地理的制約等がある中山間地域においては、農業を柱とした収入や複合的な収入による多様な所得を確保・増大することが重要であることから、高収益作物生産や高付加価値化や販路開拓を支援する。

併せて、野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、「えづけSTOP！対策」を基本として侵入防止や捕獲を組み合わせ、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進するとともに、ジビエを地域資源として「くまもとジビエ」の利活用を推進する。

② 林業の振興

山村地域の過疎化や林業従事者の高齢化の進行に加え、新規就業者数の伸び悩みや定着率の低さなど、林業の担い手不足は深刻な状況にあることから、新たな技術を活用した生産性・安全性の向上による魅力ある林業現場に転換していく必要がある。また、民有林におけるスギ・ヒノキ人工林の約8割が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を確立し、持続可能な森林経営と豊かな森林づくりを目指す必要がある。さらに、森林資源の充実を背景に主伐が増加傾向にあることから、再造林への着実な誘導が必要となっている。

このような課題を解決するため、「くまもと林業大学校」の取組み等を通じた林業従事者の確保・育成や就労環境改善を推進するほか、路網整備の推進、スマート林業や先進的造林技術を積極的に導入するとともに、社会問題となっている「花粉症」の課題解決に向け、花粉の少ない苗木の供給の拡大を図りつつ、安全性の確保を大前提としながら林業の生産性を向上し、「新しい林業」を目指す取組みを展開する。

このほか、充実した森林資源を最大限活用し、木材産業の振興を図るため、住宅における木造化・木質化の推進に加え、非住宅分野における木材利用を推進するとともに、木材輸出や木質バイオマスなどの需要を確実にとらえ、「県産木材の利活用の最大化」を推進する。

一方、地球温暖化防止機能や災害防止機能、水源涵養機能など、森林の果たす多面的機能は県民生活に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能について広く県民に啓発するとともに、森林づくり活動への参加促進により、森林・林業・木材産業への理解を醸成する。

特に、地球温暖化防止機能については、森林整備によるCO₂吸収量をクレジット化するJ-クレジット制度が開始されたところであり、加えて、森林空間が生み出す恵みを活用した「森林サービス産業」も一定のニーズがあることから、森林の新たな価値の最大化に取り組む。

③ 水産業の振興

近年は、頻発化する赤潮による養殖業への甚大な漁業被害に加え、水産資源の減少や生産資材の高騰、漁業就業者の減少や高齢化などにより、本県の水産業は厳しい状況に直面している。

特に、地域の産業に占める水産業の割合が大きい過疎地域においては、水産業の低迷による地域の活力の低下が懸念されている。

このような状況に対応し、海洋環境の変化に強い「くまもとの水産業」を実現するため、頻発化する赤潮に対しては、国や市町、漁業関係者と連携し、有害赤潮の早期発見や発生予測、被害低減技術の確立、効果的かつ経済的な防除技術の開発などに取り組む。併せて、水産資源の減少に対しては、種苗放流や藻場・干潟などの漁場環境の改善に取り組み、持続的な漁業・養殖業を推進する。

また、担い手の確保・育成のため、新規就業者に対する就業前から就業後までのワンストップの支援や、経営発展を目指す漁業者への支援、高校生を対象とした特別授業等に取り組むほか、ICTを活用したスマート水産業の導入などによる漁業の労働効率化に取り組むなど、水産業を支える人づくりを推進する。なお、漁業協同組合に対しては、効率的な事業運営体制の構築等を通じて経営基盤の充実・強化を図る。

さらに、稼げる水産業の推進のため、地域水産物のブランド化や加工品開発、直販や輸出促進の取組みにより、消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物供給体制を整備し、生産・加工・流通対策の強化を図る。

加えて、漁港施設の整備、増殖場・魚礁などの漁場の整備を進めるとともに、漁村の地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、漁村の活性化を図る。

(2) 商工業の振興

① 商業の振興

消費者ニーズや購買行動の変化、商圈内人口の減少、大型店の立地など、商店街をはじめとする地域の商店は、引き続き厳しい環境にある。

商店街は商業機能のみならず、地域のにぎわい創りや交流の場、コミュニティ機能の担い手としての役割も果たしており、地域活力の維持の面からもその活性化を図ることは重要な課題である。

そのため、県や市町村、商工団体等が連携しながら、商店街組織や住民団体等による地域の特性や資源を活かした活性化の取組みを積極的に支援していく。

具体的には、商店街における利便性の向上に寄与する施設の建設や取得、来

街者が安心して買い物ができるための防災・防犯への対応など、商店街の機能強化に係る環境整備事業を支援する。

また、地域の「顔」である商店街の魅力発信を積極的に行うとともに、地域の商業者等が連携して実施する商店街の活性化に資する取組みを支援する。

② 地場産業の振興

地場産業は、雇用の確保など県民生活を豊かにする上で重要な役割を果たしており、本県経済の持続的な発展のためには、地場産業の成長が必要である。

令和6年の県内企業における休廃業・解散件数は前年比で約1.5倍の863件、後継者不在率は46.5%であり、物価、原材料費、エネルギーコスト、人件費の上昇に加え、深刻な人手不足により、事業者を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。

こういった状況等を踏まえ、令和7年（2025年）3月に本県の産業政策の指針である「熊本県産業成長ビジョン」を改定した。

今後も、重点的な取組みとして、「先端技術導入等による企業の稼ぐ力の強化」、「熊本型イノベーションエコシステムの構築による新産業の創出」、「本県の産業を支える人材の育成・確保」、「海外展開・連携の促進による機会の拡大」を分野横断的に推進し、熊本の強みを生かした新たな産業の創出・魅力発信を促進する。

③ 企業の誘致対策

過疎地域における企業誘致は、経済的な波及効果に加え、地域の雇用機会の拡大や若年者の定住促進等に寄与し、過疎地域の持続的な発展に有効な手段である。

平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5年間の過疎地域における企業誘致件数は30件であったが、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）は59件（6月時点）と大幅に増加し、過疎地域の持続的な発展に貢献している。

一方、近年、企業は、生産拠点の集約化などを進めており、県内への企業誘致は国内外の競争激化により厳しい状況に置かれている。

そのため、少額投資や少人数雇用でも進出が可能なIT企業等のオフィス系企業の誘致など、引き続き地域の特性やバランスを考慮した企業誘致の促進を図るとともに、農林水産物の生産拠点でもある過疎地域の潜在的可能性を活かせる企業誘致を推進する。また、県と市町村間の連携強化を図り、企業動向等情報の共有をはじめ、誘致活動の協調実施、企業誘致連絡協議会による展示会活動など、効果的な立地PR及び広域的（圏域内市町村）な誘致活動等を積極的に推進していく。

さらに、半導体関連産業等の更なる集積と全県への波及効果の拡大に向け、八代地域をはじめとする県営工業団地の整備などの環境整備を速やかに進めるとともに、市町村と連携し、積極的な企業誘致に取り組む。

また、令和2年7月豪雨により被災した球磨川流域市町村等においては、事業所等を新設又は増設等する企業に対し、補助要件等を優遇した「球磨川流域復興枠」を創設し、更なる企業立地を促進してきたところであり、引き続き被災地の復興に向けた企業誘致に取り組み、過疎地域を含めた地方創生の推進を図る。

④ 起業の促進

本県経済が持続的に発展していくためには、商業・地場産業の振興や企業誘致に加え、起業の促進による新たなビジネスの創出が必要である。

イノベーションを担う人材育成や起業家・経営者・研究者等のコミュニティ形成の推進、企業等の成長に応じた産学官金の連携による伴走支援を通じて、地域課題解決型ビジネスを含む創業や第二創業※1 など、新たなビジネスチャンスの創出を促進する。

また、県内のインキュベーション（起業化支援）施設を活用して、新規創業者等に対し、事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーの配置等の支援を行う。

さらに、起業時や創業初期において資金調達や経営支援が重要となることから、事業成長をサポートする投資家やビジネスパートナー等とのミートアップやネットワーキングの機会創出の支援を実施する。

※1 第二創業

既存企業が事業転換や新分野への進出等により新たな事業を行うこと

（３）情報通信産業

情報通信産業は、県民生活や社会を支える重要な分野であり、人々の働き方やライフスタイルが大きく変化する中、その重要性は更に高くなっている。

特に過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が非過疎地域より進んでおり、ＩＣＴを導入・利活用することで、雇用や生活の質、労働生産性の向上が期待される。

このため、人口減少による人材不足をはじめとする様々な地域課題を解決し、将来にわたって本県の強みを生かした地域活力を創出し続けることを目的に、県全体で、あらゆる分野におけるデジタル化、ＤＸを推進するとともに、県内の情報通信基盤の整備や、大規模な用地等が不要である利点を活かしたＩＴ関連

企業等の立地促進、地域企業の高度化・多様化等、情報通信産業の振興を図る。

（４）観光産業の振興

観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、交通、飲食、伝統芸能、農林畜水産等、関連する分野が多岐にわたる裾野の広い産業であり、人口減少・少子高齢化が進展する中、地方経済の活性化や雇用機会の増大等に寄与する産業として期待される。

また、観光客等の来訪者増は、地域の魅力発信はもとより、インフラや良好な景観が整備されることで、観光客の満足度・利便性向上のみならず、地域住民の生活環境改善等、持続的な地域発展に寄与することも期待される。

その一方で、観光需要増に伴う観光産業における人手不足の深刻化、物価や人件費の上昇、観光客の増加による自然景観の損壊や混雑・騒音の増大、地域環境への過度な負荷が生じるなどの課題もある。

そのため、本県では、「ようこそくまもと観光立県推進計画（２０２４－２０２７）」に基づき、オーバーツーリズムへの対応や地域住民の観光への理解と観光地域づくりへ参画する機運の醸成等による、地域住民と観光客の双方に配慮した満足度の高い観光地域づくりを推進する。

加えて、「観光と熊本の強みを掛け合わせた”くまもとらしさ”の探求」、「上質な”トキ”と機会の創出」、「観光産業を柱とした創造的復興の実現」に取り組むことで、観光を通じた過疎地域も含めた地域の活性化や、地域住民と旅行者が幸せを実感できる持続可能な観光地域づくりを進め、交流人口及び関係人口の拡大や移住定住のきっかけにつなげる。

（５）港湾の整備

過疎地域には、重要港湾１港と、地方港湾１２港がある。これら１３港は、産業及び地域住民の生活を支えるものとして重要な役割を担っているが、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など、求められている港湾機能の整備が不十分である。

重要港湾については、鉄道と船舶との交通結節点等としての港湾施設整備並びに歴史的価値を活かした観光拠点及び景観整備を促進する。

地方港湾については、生活物資や一次産品の搬出入、住民の通勤・通学など地域における大きな役割を持っており、地域住民の生活に密着している港湾機能の充実を図るとともに、緑地整備等によって豊かな空間を提供する。

3 情報化の推進

情報化の推進の方針

I C Tは急速な発展を続けており、情報通信基盤は、今や県民生活や経済を支える社会の重要なインフラとなっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策を背景に、人々の生活様式や働き方は大きく変化しており、テレワークの導入やイベントのインターネット配信等、社会全体における新たなI C Tの活用が求められている。

そのため、I C Tをあらゆる分野で活用し、社会的課題解決に取り組み、合わせて災害や危機に強いまちづくりを行い、さらにデジタル化により高度化された行政を推進する。

(1) D Xの推進

人口減少が進む中、既に地域社会や生産活動、行政などの様々な場面で、人手不足、担い手不足の問題が顕在化している。さらに、世界的半導体企業の県内進出もあり産業分野における人材確保は重要な課題となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応を契機にオンライン会議やテレワークなど新たな働き方も浸透しており、デジタル技術の急速な進展に伴う新たな価値観が定着しつつある。デジタル技術は、時間、場所、マンパワーといった従来の制約を乗り越える「地方創生の切り札」と言える。

人口減少や過疎化が進んでも医療や教育を受けられるなど、県民誰もが住み慣れた地域で、健康で安心・快適に暮らすため、あらゆる分野におけるデジタル化、D Xを推進する。

(2) I C Tを利活用するための環境整備

I C T等の利活用を支える超高速ブロードバンド基盤の整備については、国や市町村、民間事業者との連携により整備が進められている。大容量のデータを安定的に通信することができるF T T H※2等の令和5年度（2023年度）末の世帯カバー率は県内平均96.23%となっている中、過疎関係市町村のうち天草市では83.5%、南関町では90.41%など整備が遅れており、格差解消を図る必要がある。

そのため、あらゆる分野においてI C Tを利活用できるよう、引き続き、市町村や通信事業者と連携し、超高速ブロードバンドの未整備地域の解消や携帯電話エリア等の整備を進めていく。

また、自治体が提供しているインターネットサービスやケーブルテレビ、地上デジタルテレビ放送の転送サービス等については、災害時等においても確実に

通信が確保できるよう、関係機関と連携してネットワークの強靱化を図る。

※2 FTTH：光ファイバーによる通信サービス

（３）ＩＣＴを活用した課題解決と地域活性化

過疎地域における買い物支援や生活情報の伝達サービス、医療・福祉・介護分野などのサービスにＩＣＴを活用し、地域の課題解決を図る。また、テレワーク等を活用した働き方改革やＩＣＴ等を活用した生産性向上の取組みを推進し、地域の活性化を図る。

（４）デジタル行政の実現

行政サービスを維持するためには、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、ＩＣＴ等を活用して業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくことが求められているが、過疎地域においては、財源や人材の不足が大きな課題となっている。

そのため、あらゆる行政サービスを単独市町村が担うという発想を転換し、市町村間連携や県の補完などにより、情報システムの標準化・共通化やＡＩ・ＲＰＡ等を活用した業務効率化を推進する。また、手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及促進などによる行政サービスの向上を図る。

さらに、これらのデジタル化によるメリットを県民が享受できるよう、高齢者を対象とした操作研修等のデジタルデバイド対策に取り組むとともに、地域情報化を担う人材の育成を図る。

4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

交通施設の整備及び交通手段の確保等の方針

交通施設の整備は、定住の促進や地域間交流の促進など、地域づくりの基盤になることから、将来にわたる地域の方向性を見据えた整備を図る必要がある。

国道等の道路整備については、日常生活拠点間の連絡を強化する道路整備を図るとともに、交通ネットワークを形成するため、圏域間の連携を強化する道路整備や地域連携軸の基盤となる交通体系の整備を推進する。また、既存道路施設の点検、適正な維持補修により施設機能を維持し、その効果の継続を図る。

農山漁村の快適な生活を支える農道や林道、漁港関連道については、地域の特性等を考慮し、計画的に整備を行う。

さらに、生活の利便性を確保するため、公共交通機関の維持・確保のほか、交通空白地域に対する取組みを進める。

(1) 道路の整備

① 国道、県道及び市町村道

過疎地域は、各地域の中核となる都市や高速交通拠点とのアクセス道路、日々の生活に不可欠な生活道路などの整備が遅れているところが多い。このため、広域的な道路網やそれに接続する地域内の国道、県道等幹線道路網の整備を中心に、道路交通体系の整備を進めることが必要である。

国道、県道及び市町村道は、地域開発、地域生活の基盤であり、定住環境整備と密接に関係するとともに、災害時の避難路や緊急輸送道路となるため、過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路を計画的に整備する。また、既存道路施設の点検と適正な維持、補修によりその効果を継続させ、地域生活の安定や地域振興を支える環境の維持を図る。

② 農道、林道及び漁港関連道

過疎地域においては、勾配が急で狭小な農地が多く、分散している中、更に農道整備が遅れている状況であり、耕作放棄地増加の一因にもなっている。

農道については、集落から農地や農業用施設へのアクセスが困難な地域において、通作条件を改善するよう整備を図る。

林道や森林作業道等の林内路網は、地形が急峻であることなどから林内路網の配置が平野部から谷沿いに限られている地域が多く、特に奥地林の路網整備が遅れている状況である。林内路網は、林業における重要な生産基盤であり、災害時の代替路として期待されていることから、林業生産性や集落間アクセス

の向上を図るため、低コスト化や機能強化に向けた林道や森林作業道を効果的に組み合わせた整備を推進する。

また、国道等の主要道路と漁港間のアクセス道路である漁港関連道は、未整備区間が多いことから、漁獲物の流通や漁業資材の輸送について効率化が図られていない地域がある。漁獲物等の輸送を効率化することにより、漁港機能の充実と漁業生産の近代化、併せて漁村環境の改善を図ることが可能となるよう整備を推進する。

（２）交通確保対策

過疎地域においては、人口減少などの影響による公共交通の利用者の減少、運転士不足等により、路線の廃止・減便が相次いでおり、地域住民の日常的な移動手段の確保が喫緊の課題である。

令和 7 年度に策定する次期熊本県地域公共交通計画に基づき、目指すべき地域公共交通の将来像やサービス水準を明確にし、公共交通の運行に係る人材・資源の最適化や交通空白地域の解消に向けた具体的な取組みを進めていく。

その取組みの一例として、市町村によるコミュニティ交通の導入や車両のダウンサイジング化を促進し、多様な交通モードと連携した移動手段確保の取組みに対し財政支援を実施するほか、市町村の地域公共交通会議等に参画し、持続可能な地域公共交通体系の構築に向け、引き続き連携して取り組んでいく。

5 生活環境の整備

生活環境の整備の方針

安全・安心な飲用水を持続的に確保するため、水道未普及地域への水道布設に拘らない多様な手法による水供給の検討により、現状の水供給体制の維持を図る。

生活排水処理施設や廃棄物処理施設は、生活環境の改善や水質保全等の役割を担っており、健康で安全かつ快適な生活を送るうえで欠くことのできない基幹的施設であることからその整備を促進する。

消防・救急施設等については、その充実はもとより、地域の実情に即した消防・救急体制の確立を図り、災害等に強い生活環境を整備する。

また、これらの施設整備等については、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することで費用対効果の高い維持管理を実施するとともに、消防や救急の広域応援体制や災害時の要援護者対策等の防災力向上などに取り組む。

さらに、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全等の観点に配慮しつつ、森林や水路等の保全活動、遊休農地の解消、ごみの分別活動やリサイクル活動等を支援する施策を検討していく。

(1) 水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備

① 水道

令和4年度(2022年度)末現在で、全国の水道普及率が98.3%であるのに対し、本県の普及率は89.5%であり、過疎地域においては77.8%とさらに低位である。

過疎地域の中には、生活用水に沢水や浅井戸を利用しているため、大雨時には水が濁り、飲用に適さない状況となることもあり、安全・安心な飲用水を安定的に確保していくことが困難な状況となっている。

一方で、未普及地域への水道の整備には財政負担の増加や、今後人口の減少が見込まれることもあるため、地域の実状によっては、莫大な水道施設の整備・更新費用をかけることは困難な状況ともなっている。

各水道事業者の状況に応じ、未普及地域への水道施設の整備や飲用井戸等の衛生対策(水質検査等)を進めていくことと併せて、地域の実状を考慮し、水道の布設に拘らない多様な手法による水供給について検討し、現状の水供給体制の維持を図る。

また、水道の安定的な事業運営を図るため、簡易水道事業の統合による広域化や維持管理の委託等による事務効率化を推進し、経営基盤及び維持管理体制の強化を図る。

② 生活排水処理施設

過疎地域の生活排水処理対策については、非過疎地域に比べると大きく遅れており、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設は必須の社会資本であることから、早急な整備が求められる。

また、人口集積度が低い過疎地域においては、下水道や農業・漁業集落排水といった集合処理施設よりも個別処理施設である浄化槽の比重が高くなる傾向がある。

生活排水処理施設については、生活雑排水処理ができず、水質汚濁の主要原因の一つとなっている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、適切な維持管理が確保される公共浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に応じた効率的、効果的な整備手法を選定して計画的な整備を図る。

また、整備した生活排水処理施設について早期に効果を発現させるため、公共下水道については、接続率向上に向けた普及啓発を促進するとともに、個人設置型浄化槽については、清掃・保守点検・法定検査の実施など、適切な維持管理確保に向けた広報啓発を行う。

さらに、生活排水処理により発生する汚泥やその他内在するエネルギーについては、循環型及び低炭素を基調とした持続可能な社会の実現に向けて有効利用を図る。

③ 廃棄物処理施設

家庭等から出るごみやし尿を処理する施設については、一部の市町村で近年新設や改修による整備を行っているものの、一方で小規模かつ老朽化が進んでいる施設もあり、地方財政が厳しさを増す中、維持管理する市町村にとって施設改修等に係る費用が負担となっている。

ごみ処理施設については、適正な処理体制を見定めつつ、施設の集約化や他の市町村との連携等による広域的な取組みを推進し、国の交付金等を活用しながら、効率的かつ計画的な整備を進める。

し尿処理施設については、浄化槽や下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持を図るとともに、地域の実情や特性に合わせた経済的かつ効率的な手法による整備を進める。

(2) 消防・防災施設等の整備

複雑多様化する災害や高度化する救急業務に対応するには、消防力の強化が必要である。また、少子・高齢化や就業構造の変化に伴い消防団員が減少傾向にあり、その確保など、消防体制の確立を図る必要がある。

消防力の充実・強化については、市町村、消防本部と共に方策の検討を行い、消防・救急車両の更新をはじめ、災害対応の消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等を推進する。

さらに、消防団については、施設等の整備や、基本団員及び大規模災害団員や女性消防隊員などの機能別消防団員の加入促進など、消防団の活性化を図るとともに、自主防災組織及び防火クラブ等と連携し、地域の防災機関が一体となった消防体制の確立を図る。

併せて、災害時の防災情報・避難情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線の充実・整備についても推進する。

（３）災害に強いまちづくり

近年、豪雨、地震などによる自然災害が全国的に多発している。本県においても、平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月１０日からの大雨などの災害が発生しており、過疎地域において、災害の復旧・復興に向けた取り組みが進められている。

被災者・被災地域の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みを進めるとともに、道路、河川、農林水産基盤等の整備や耐災化といった防災・減災、国土強靱化のためのインフラの強化のほか、「すまいの再建」や「なりわいの再建」等を促進し、災害に強いまちづくりや集落の維持、再生に向けた取り組みを進める。

また、県・市町村の防災・災害対応体制の強化と併せて自助・共助による地域防災力の向上を図る。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

子育て環境の確保、高齢者、障がい者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

過疎地域では、急速に少子高齢化が進行しており、地域の特性に応じ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れる地域づくりを推進する。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域の誰かが集い、支え合う「地域の縁がわ」の取り組みや、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の多機関協働による包括的支援体制の構築を推進する。さらに、孤独・孤立対策のため、地域における交流や見守り・声かけ活動を支援するとともに、高齢者、障がい者等の見守りの組織的なネットワーク体制の構築を推進していく。

さらに、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」の実現を目指して、若い世代のそれぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産を社会全体で支援する。

また、地域における幼児教育・保育・子育て支援の充実を図り、地域の実情に応じた多様な子育て支援のサービスを総合的に進めるとともに、障がい児については、療育体制の充実を図る。

（１）児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加、さらに都市化・過疎化の進行により地域社会でのつながりが希薄化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。子育てに不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長のために重要である。

障がいのあるこどもたちについては、学校生活や社会生活を円滑に送るため、保護者を含む周囲の支援者が早い段階でこどもの障がいの特性に気づき、児童発達支援センターなど専門機関に相談のうえ、療育等の支援につなげることが必要である。

仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確実な提供に加え、教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅で子育てをしている家庭を含むすべてのこども及び家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実を図る。

具体的には、子育て家庭に対する相談や子育て中の保護者が気軽に集い、語り合う地域子育て支援拠点や、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、さらには、母子健康診査、訪問指導等の母子保健活動等の充実を

はじめとして、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援と併せて、誰もが安心して子育てできる環境整備を行う。

加えて、共働きの意思を持つ家庭向けに共働き・共育てを推進し、結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動として進める。

また、障がい児や家族に対する支援として、療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図る。

具体的には、1次圏域（市町村）、2次圏域（障がい保健福祉圏域）、3次圏域（県全域）の3層構造からなる療育支援体制を構築し、各療育機関と母子保健及び児童福祉機能を一体的に担うこども家庭センター、並びに医療、教育の関係機関との連携強化を図る。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援体制の整備を行う。

（２）高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域においては、急速に高齢化が進行しており、生活習慣病への対応など、生涯を通じた健康づくりへの取り組みや、高齢者を地域全体で支える体制づくりに取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。

近年は、県内の要介護認定者数が約11万人と高止まりする中、認知症高齢者数が今後も増えていく見込みであり、認知症になっても安心して地域で暮らすことができる地域共生社会を実現することが必要である。

また、健康寿命の延伸や、心身の機能低下により日常生活動作や自立度が低下していく「フレイル」を予防するため、高齢者がいつまでも健康で社会との関わりを持ち、いきがいを持って生活できるようにすることが重要である。

そのため、高齢者の身体活動・運動の重要性について啓発するとともに、住民主体の「通いの場」への参加の促進や医療・介護等様々な分野の多職種と連携・協力した地域リハビリテーションをすることによって、一人でも多くの高齢者が少しでも長い期間、心身ともに健康で身近な地域の活動に参加しながら安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。

さらに、住み慣れた自宅・地域で、安心して暮らすことができ、併せて介護する家族の負担が軽減されるように、居宅サービスとその支援体制の充実を図るとともに、地域の介護を支える人材の確保等を推進する。

具体的には、障がいの有無に関わらず、こどもから高齢者まで地域の誰もが集い、支え合う「地域の縁がわ」の取り組みの推進、中山間地域等における在宅サービス拠点等の基盤づくりや訪問看護の普及など地域包括ケアシステム構築の推

進のほか、地域住民や社会福祉法人、NPO法人、企業等による地域での支え合い活動を推進する「地域の結いづくり」の取組みや、認知症高齢者等が安心して在宅生活を続けられるように地域の様々な協力団体による見守り活動などのネットワークづくり、健康寿命の延伸に向けた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業等を推進する。

また、認知症施策については、認知症医療・介護体制の強化と認知症への理解促進を図るとともに、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大支援など地域支援体制の整備を図る。

さらに、介護保険施設等の整備については、今後の市町村や高齢者福祉圏域における高齢者人口の動向を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、市町村による地域密着型サービスを中心に整備を進める。

なお、介護保険施設や養護老人ホームについては、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した個別ケアを推進する。

7 医療の確保

医療の確保の方針

過疎地域の医療の確保について、行政機関、医療機関、社会医療法人等の関係機関の役割分担と相互の連携により、地域を支える医療従事者を確保するとともに、地域の診療を支援する体制を強化し、地域に暮らす住民が継続して医療サービスを受けられる体制の構築を図る。

（１）過疎地域を支える医師の確保

県内の医師数（令和４年（２０２２年）：５，１９１人）は、その６割が熊本市に集中しており、阿蘇圏域や上益城圏域などの過疎地域で少なく、大きな地域格差がみられる。

地域における医師確保を推進するため、医師修学資金貸与制度等による地域医療を志す医学生の確保・医師の養成、地域の実情を踏まえた自治医科大学卒業医師等の派遣、地域で勤務する医師が地域で安心して勤務しながらキャリアアップできる環境の整備等を推進する。

（２）へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充

過疎地域においては、地域医療の中核となるへき地医療拠点病院やへき地診療所による安定的かつ継続的な医療の提供が求められている。

過疎地域における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院やへき地医療診療所の運営及び施設設備の整備に対する補助、へき地医療拠点病院からの計画的な医師の派遣等を行う。

8 教育の振興

教育の振興の方針

核家族化や地縁の希薄化により、家庭の教育力が低下するとともに子育ての孤立化が進行している。

そこで、くまもと家庭教育支援条例に基づき、市町村と連携して保護者が親として学ぶ機会を提供するとともに保護者同士のつながりづくりを推進する。

過疎地域では、身近な環境に同年代のこどもが少ないことにより教育環境に様々な制約を受けている。

このため、小規模校での教育や複式教育などに対応できるように、教職員の指導力の向上などを図る。

また、耐震性の確保や情報化の推進など教育環境の整備を図るとともに、情報機器等の維持管理や更新、余裕教室や学校統廃合に伴い廃校となった学校施設の有効活用を図る。

さらに、社会の形成者としての資質を身に付けるための教育・学習環境づくりや生涯にわたって自ら学習する環境づくりを推進する。

(1) 公立小中学校等の教育施設の整備

過疎化・少子化による急激な児童生徒数の減少により、学校規模の適正化を図る必要がある。一方で、良好な教育環境と安全性確保のためには、教育内容・教育方法等の多様化、教育の情報化のほか、地域開放等に対応した施設の整備や耐震性の確保が必要である。

また、統廃合により廃校となった学校施設の有効活用も課題となっているが、廃校施設も貴重な地域資源と位置付け、都市との交流や新たな産業、地域福祉等の拠点として有効活用を図る。

学校統合新設校はもとより、統合が予定されていない学校においても、児童生徒の安全を確保するため耐震化（非構造部材）やバリアフリー化を行うとともに、教育内容・方法等の多様化のため、多目的スペースの整備を図り、校内通信ネットワークや端末等のICT機器の維持管理や時代の状況に応じた更新が必要である。

余裕教室については、児童生徒のために施設として利用するほか、地域と学校の連携の強化のためのスペース、社会教育施設等の学校外施設への転用を検討していく。

このほか、私立学校においては、学校経営が厳しさを増す中、施設整備が重い負担になっている。児童生徒の安全確保のためには、私立学校においても、耐震化などの施設整備を促進する。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備

① 図書館の整備

県内の公立図書館の設置率は全国平均と比較して低い状況にあり、人口減少や高齢化が進む過疎地域においても、子育てしやすい環境づくりや生涯学習の推進の一環として読書環境の充実を図ることは重要である。

また、公立図書館においては、県と市町村との連携による図書貸出・返却システムを構築しており、今後は、公立図書館を有しない町村へ連携を拡大し、利用者の更なる利便性向上を図る。

② その他の社会教育施設等の整備

こどもたちの体力低下や中高年の生活習慣病対策のため、地域住民が参加・運営する総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりに努め、学校や地域の体育施設などの有効活用を図る。

また、公民館等の社会教育施設については、より開かれた施設とするため、地域住民の生涯学習機会や学習成果活用する場として拡充する必要がある。

そのためには、市町村における生涯学習推進体制の整備・充実を促進し、学習活動の成果が地域づくりの中で生かされる環境づくりが必要である。多様化する生涯学習や社会教育に対して、様々な場所で開催されている講座の連携を図るとともに、指導者や生涯学習ボランティア等の人材の確保、養成を図る。

さらに、地域住民がいつでも、どこからでも様々な学習情報にアクセスできる体制の整備を進め、地域住民の学習機会の選択の幅を広げるとともに、生涯学習関係機関相互の情報共有化を図り、生涯学習に関する情報を一元化するためインターネット等を利用した情報提供システムの内容充実を図る。

9 集落の整備等

集落の整備等の方針

人口減少による集落の小規模化や高齢化の進展により、集落機能が低下し維持困難な集落が増加する中、集落における生活機能を確保するため、過疎地域の持続的発展に必要な人材の育成や、ICT技術の活用等による地域課題に対応するための施策、日常生活支援など、集落の維持・活性化に資する取組みについての支援を行う。

(1) 集落の維持・活性化

過疎地域は、コミュニティ組織を核として、伝統・文化の継承や様々な地域づくりに取り組んできた。

しかし、著しい人口減少と高齢化の進展、農林畜水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

このため、集落の維持・活性化について、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描いていく必要がある。

持続可能な地域を構築し、今後も集落を維持していくため、集落生活圏における、買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組みなど、住民が住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくりを支援する。

また、地域の限られたマンパワーとNPO法人や地域づくり団体など多種多様な活動組織を活用した地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員制度、地域おこし協力隊の派遣制度等について、市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策を推進する。

次に、国庫補助制度等により、過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組みを支援する。

さらに、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、地域の実情に応じ、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等について市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策を行う。また、人口減少や高齢化が加速する過疎地域において、サービス付き高齢者向け住宅の立地を促すなど、拠点機能が集約された集落に対し、必要となる既存の施設を活用し、複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」づくりを推進する。

10 地域文化の振興等

地域文化の振興等の方針

県内には、熊本の宝と言える多彩で貴重な文化財や地域固有の文化が数多く残っている。過疎地域においても、古くから豊かな歴史・文化が育まれ、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出された貴重な文化財や特色ある地域文化が残されている。

しかし、少子高齢化の進行により、それらが消滅の危機にあるとともに、文化財の管理や継承を担う人材の不足も深刻な状況にある。そのため、文化財、伝統及び地域文化を守り、活かすために取組み、次世代への継承を推進する。

(1) 地域文化の振興等

過疎地域における文化財や地域文化は消滅の危機に瀕しているものが数多くあることから、それらの所在、内容及び価値に関する調査を実施して保存を図り、その活用を進める。

特に、地域コミュニティの維持や活性化において重要な役割を果たす祭りや年中行事等の無形の民俗文化財は、人口減少や担い手の高齢化によって存続が危ぶまれる地域が増加しているため、各地域の伝統芸能(祭り・行事)を調査し、報告書を刊行する。

また、過疎地域における地域文化を守るために、芸術文化祭等の取組みや、伝承芸能を学ぶこどもたちへの専門家による講習、地域間交流等により伝統文化の継承や担い手の育成を推進する。

地域住民や次世代を担うこどもたちが、地域の誇り・宝である文化財や地域固有の文化を理解し、それを守りたいという意識を醸成する取り組みを推進する。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進に関する方針

過疎地域をはじめ県内各地域に甚大な被害をもたらした九州北部豪雨（2012年）や令和2年7月豪雨（2020年）など、全国的に頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると懸念されている。

こうした豪雨災害の経験等を踏まえ、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な地域づくりを進めるため、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」の実現に向け、再生可能エネルギーの利用推進等の地球温暖化防止対策に重点的に取り組む。

（1）再生可能エネルギーの導入推進

本県は、令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」を宣言した。

本県の過疎地域においては、地域特性に応じて、太陽光、風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー資源が豊富に存在し、再エネ導入のポテンシャルは高い。一方、過疎地域を含む山間地域等では、再エネ電源を接続する送電線の容量が足りない場合があるという課題があるほか、開発に関し、自然環境や景観への影響への懸念の声が寄せられるケースも生じている。

そのため、本県が目指す2050年カーボンゼロに貢献するためには、再生可能エネルギー普及促進に加え、地域共生型の再エネ開発への誘導を図る必要がある。

まず、再エネの普及促進については、県民が屋根置型太陽光発電を検討しやすくなるよう、経済性等を明らかにした事業プランを募集したうえでデータベース化し公表する「くまモンソーラーデータバンク」を活用し、屋根置型太陽光発電の普及を推進していく。

次に、地域共生型の再エネ開発については、地域住民とのトラブル等に際し、適切な調整と事業者への要請を行う関係性を構築するため、再エネ事業者、本県及び立地市町村で三者協定の締結を推進する。また、地域や自然環境等と共生した再エネ施設の立地を誘導するため、促進地域に関する熊本県基準とゾーニング図を公表しており、引き続き、市町村と連携し、環境、景観、防災へ配慮した、再エネ施設の立地・管理を促進する。

（2）県民、事業者等における再生可能エネルギーの利用促進等

再生可能エネルギーの利用促進を含め、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」

に向けた取組みを着実に進めるには、県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自らの行動と環境との関係を自覚し、環境への負荷が少ない行動を選択し継続することが求められる。

そのため、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る県民運動の推進等により、県民や事業者における再生可能エネルギーの利用促進を図る。

県庁の率先行動としては、県有施設において再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を行い、防災機能強化の視点も加え、球磨川流域に位置する県有施設における太陽光発電設備等を導入した。

引き続き、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた持続可能な地域の実現に向け、再生可能エネルギーの導入等によるゼロカーボンの取組みの推進を目指すとともに、導入事例等を市町村へ提供し、市町村における脱炭素の取組みが加速するよう支援も行う。